

金融関連産業等人材育成事業補助金交付要綱細則

(根拠)

第1条 この細則は、「金融関連産業等人材育成事業補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、金融関連産業等人材育成事業の補助金を適正に執行するために定めるものとする。

(補助金交付に関する要件)

第2条 研修者にかかる研修中の給料は、雇用されている事業所で負担していることを原則とする。

(補助金の対象とする研修期間)

第3条 補助金の対象とする研修期間は、交付決定を受けた日の属する年度の1月末日までとする。

(補助金額の算定基準)

第4条 補助金の対象経費は、次に定めるとおりとする。

(1) 交通費

ア 対象経費：勤務地から研修地(宿泊地)までの1往復分の費用(研修地域が途中で変更となった場合は、当初の研修地から変更後の研修地までの片道分の費用を含む。)

① 航空運賃(原則エコノミークラスのみ)

② 車賃(バス、鉄道〔片道100km以上の特急料金を含む。〕等)

イ 対象外経費：研修施設までの通勤費用等

(2) 宿泊費

ア 対象経費：研修期間中の宿泊に係る費用

① 宿泊費(室料または家賃、寮費、共益費)

② 礼金

イ 対象外経費：敷金、保証料、光熱水費、火災保険料、室内クリーニング料等

2 補助対象の研修期間は、連続した研修期間が5日以上とし、研修期間(週及び月数)の算定は、民法(明治29年法律第89号)第143条に基づくものとする。なお、期間算定に当たっての研修初日及び最終日は、いずれも実研修日とする。

ただし、2週間未満の期間算定については、実研修日の合計が5日以上のものとする。

3 補助金の交付決定は、1,000円未満は切り捨てて算定するものとする。

(研修事業内容の審査)

第5条 研修事業の内容に関する審査に当たっては、次の各号を重点に審査するものとする。

(1) 補助対象事業者については、定款等により審査する。

(2) 研修内容の審査は研修先の研修計画の内容等により個別・具体的に審査する。

(事業を中止した場合の補助金の取り扱い)

第6条 事業を中止した場合は、原則補助金の交付は行わない。

(成果の公表)

第7条 要綱第17条第2項に定める補助事業者の協力については、補助金交付日の属する年度の翌年度以降3年間のフォローアップ調査に協力しなければならない。

(受託事業者を経由する申請書)

第8条 要綱第19条第3項に定める受託事業者を経由する申請書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (様式1号関係) 金融関連産業等人材育成事業交付申請書
- (2) (様式2号関係) 金融関連産業等人材育成事業補助金交付取下げ申請書
- (3) (様式3号関係) 金融関連産業等人材育成事業計画変更申請書
- (4) (様式4号関係) 金融関連産業等人材育成事業中止(廃止)申請書
- (5) (様式5号関係) 金融関連産業等人材育成事業遂行状況報告書
- (6) (様式6号関係) 金融関連産業等人材育成事業実績報告書
- (7) (様式7号関係) 金融関連産業等人材育成事業補助金請求書
- (8) (様式8号関係) 金融関連産業等人材育成事業事業所変更届出書
- (9) その他知事が指示する申請書又は関係書類

附 則

この細則は、令和元年6月11日から施行する。